

徳島県放置艇削減計画

(水域利用の秩序維持及び環境改善のための総合戦略)

平成27年12月

徳島県 放置艇対策推進会議

目 次

I	放置艇の現状 -----	1
1.	放置艇について -----	1
2.	徳島県の状況 -----	1
II	これまでの取組 -----	3
1.	「放置艇対策推進会議」の設置 -----	3
2.	「係留保管場所の確保」と「規制措置」 -----	3
III	今後の取組方針 -----	3
1.	基本的な方針 -----	3
2.	具体的取組 -----	3
3.	スケジュール（目標年次） -----	4
IV	係留保管場所の確保【受け皿作り】 -----	4
1.	恒久的係留保管施設の整備等 -----	4
2.	暫定的係留保管場所の確保（恒久的施設ができるまでの間） -----	5
	○暫定的係留保管場所の設置計画	
	【総括表】 -----	6
	〈鳴門地区〉 -----	7
	〈徳島・小松島地区〉 -----	8
	〈阿南地区〉 -----	10
	〈海部地区〉 -----	12
V	係留保管場所への誘導【受け皿への誘導】 -----	15
1.	規制区域の設定 -----	15
2.	監督処分及び罰則の適用 -----	15
3.	係留保管場所の使用料の設定 -----	16
VI	沈廃船の撤去 -----	16
1.	沈廃船の撤去処分の考え方 -----	16
2.	撤去対象船舶、撤去方法 -----	16
VII	広報等 -----	17
1.	県民の理解・協力を得るための広報 -----	17
2.	船舶所有者へのマナー・ルール遵守の指導 -----	17
3.	販売・製造業者への啓発 -----	17
4.	船舶所有者に対し、係留保管場所や規制区域を情報提供 -----	17
《参考》	放置艇対策推進会議設置要綱 -----	18

I 放置艇の現状

1. 放置艇について

(1) 放置艇とは

港湾・河川・漁港の公共水域やその周辺の陸域において継続的に係留等されている船舶のうち、法律、条例等に基づき水域管理者により認められた施設や区域以外の場所に、正当な権原に基づかずに係留等されている船舶のこと。または、水域管理者の認めた施設や区域に係留されているが、施設使用許可等の手続を経ずに不正に係留している船舶のこと。

(2) 放置艇が引き起こす問題

- ①係留場所の私物化・利権化、公共施設の破損、沈船化
- ②無秩序な艇の集積による船舶航行の支障
- ③洪水・高潮時における流水の阻害、艇の流出による災害の発生
- ④安全管理の不十分さに起因する事故や遭難、漁業操業者とのトラブル
- ⑤違法駐車、騒音、ゴミ・油の不法投棄、景観の悪化

2. 徳島県の状況

(1) 平成26年度プレジャーボート全国実態調査結果

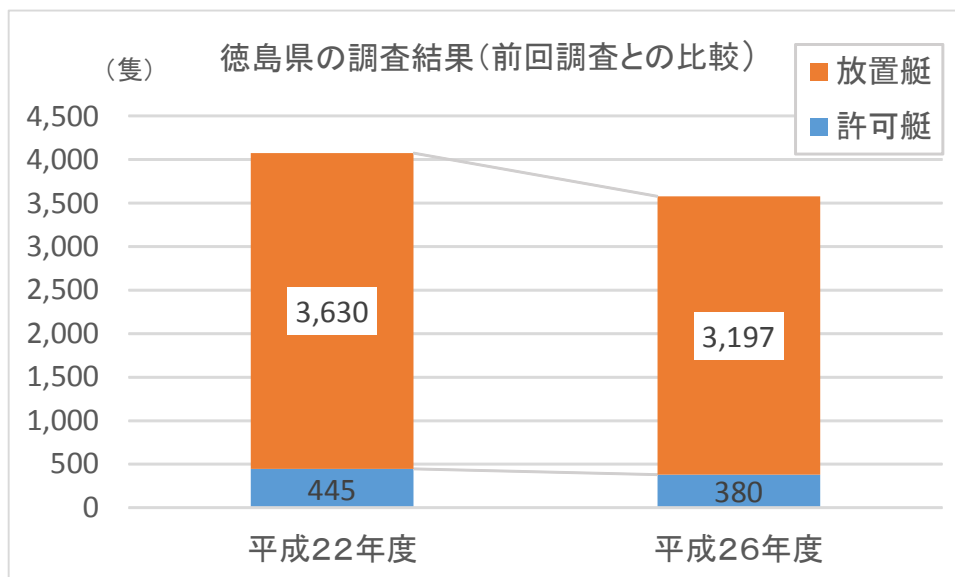
①全国の状況

国（国土交通省、水産庁）が、平成26年度に実施したプレジャーボート全国実態調査結果によると、港湾、河川、漁港で確認されたプレジャーボート総数は17.8万隻で、前回調査（平成22年度）と比較すると2万隻減少。うち、許可を得ずに係留・保管されている「放置艇」は8.8万隻で、前回調査と比較すると1.1万隻減少。

②徳島県の状況

◆概要

徳島県の港湾、河川、漁港で確認されたプレジャーボート総数は3,577隻で、前回調査（平成22年度）と比較すると498隻減少。うち、許可を得ずに係留・保管されている「放置艇」は3,197隻で、前回調査と比較すると433隻減少。



◆水域別等の内訳

本県の放置艇3,197隻の水域別内訳は、港湾区域（港湾単独＋港湾・河川重複）が1,364隻、河川区域（港湾・河川重複＋河川単独＋河川・漁港重複）が2,122隻、漁港区域（河川・漁港重複＋漁港単独）が572隻。また、無許可艇が2,728隻、沈廃船が469隻。

徳島県の放置艇の内訳

区域	放置艇	水域別内訳		
		港湾区域	河川区域	漁港区域
港湾単独	644	644		
港湾・河川重複	720	720	720	
河川単独	1,261		1,261	
河川・漁港重複	141		141	141
漁港単独	431			431
合計	3,197	1,364	2,122	572
(うち無許可艇)	(2,728)			
(うち沈廃船)	(469)			

③四国内各県の状況

プレジャーボート総数に占める放置艇の割合（放置艇率）は、89.4%で、四国内各県と比較すると、本県が最も高くなっている。

本県のマリーナ等の収容能力は四国内で最も少なくなっており、このことが、放置艇率が高くなっている要因と考えられる。

四国内各県の状況

	PB総数 (A)	内訳		放置艇率 (B/A)	マリーナ等 の収容能力
		許可艇	放置艇(B)		
徳島県	3,577	380	3,197	89.4%	502
香川県	6,210	3,273	2,937	47.3%	1,739
愛媛県	7,221	1,843	5,378	74.5%	1,561
高知県	4,133	1,910	2,223	53.8%	1,714

II これまでの取組

1. 「放置艇対策推進会議」の設置

県の港湾、河川、漁港の本庁、現場管理者、国の関係機関をメンバーとした「放置艇対策推進会議」を設置し(H24.11)、国、県の三水域管理者が一体となって、県下全域の放置艇対策に取り組んでいる。

2. 「係留保管場所の確保」と「規制措置」

(1) 係留保管場所の確保

暫定的係留保管場所としてケンチョピアを小型船舶用泊地に指定 (H24.5)

(2) 規制措置

「撫養港」及び「徳島小松島港」において、「放置等禁止区域」を指定し、所有者不明の船舶等を簡易代執行により撤去

--- (参考) ケンチョピアでの取り組み -----

(ア) 係留保管場所の確保

- ・ 護岸前の水域を港湾施設の「小型船舶用泊地」に指定

(イ) 使用料の設定

- ・ 船舶等の長さ1m・1月あたり「500円(税抜き)」に設定

(ウ) 規制措置

- ・ ケンチョピア周辺水域を、船舶及び浮棧橋の放置等を禁止する「放置等禁止区域」に指定
- ・ 無許可係留船舶に対する許可申請・撤去指導、また所有者不明の船舶等を簡易代執行により強制撤去

(エ) 係留設備の整備

- ・ 船舶を係留するための係船環を新たに100基設置

III 今後の取組方針

1. 基本的な方針

水域利用の秩序維持及び環境改善を図るため、港湾・漁港・河川の三水域が連携し、これまで行ってきた「係留・保管能力の向上と規制措置」を両輪とした放置艇対策を県内全体に広げることで、平成34年度までの放置艇の解消を目指す。

2. 具体的取組

本県においては、プレジャーボートの隻数に対して係留保管施設が不足している状況にあり、四国他県と比べてもマリナー等の収容能力は最も少ない。

このため、マリナー等の恒久的係留保管施設の整備についての検討を進めるとともに、恒久的な施設が整備されるまでの間は、水域の適正な管理に支障とならない範囲において暫定的係留保管場所を確保することとする。

また、係留保管場所を確保した周辺水域から放置等禁止区域等を指定することで、罰則の適用などの放置艇に対する規制の効力を生じさせ、放置艇を係留保管場所へ誘導するとともに、管理上支障となる放置艇や、洪水時等に災害を引き起こす恐れのある沈没船の撤去を進める。

3. スケジュール（目標年次）

平成27年度	計画策定
平成28年度～平成32年度	暫定的係留保管場所の確保及び規制措置の開始
～平成34年度	係留保管場所へ誘導し、放置艇の解消を目指す

IV 係留保管場所の確保【受け皿作り】

1. 恒久的係留保管施設の整備等

(1) 港湾計画等でのマリーナ計画等

①港湾計画で位置づけているマリーナ計画等

◆県中央部

- ・徳島小松島港 沖洲（外）地区 沖洲（外）ボートパーク
計画収容隻数 242隻
- ・徳島小松島港 本港地区 ボートパーク
計画収容隻数 105隻

◆県南部

- ・橘港 小勝・後戸地区 マリーナ計画
計画収容隻数 210隻

②その他

なお、現在策定中の「徳島小松島港津田地区活性化計画」において、津田水面貯木場を活用したボートパークを検討。

(2) 整備手法等

今後、県において整備するマリーナ等については、PFI、NPO、指定管理等、新たな手法による整備、民間経営手法の導入等を推進。

(参考) 他県事例

◆PFIの手法により整備した事例

- ・ボートパーク広島（事業主体：広島ボートパーク(株)）
- ・神戸フィッシャリーナ（事業主体：ヤマハ発動機(株)）

◆公が設置し指定管理者による管理を行っている事例

- ・うみんぴあ大飯マリーナ（事業主体：福井県おおい町）
- ・翁島港マリーナ（事業主体：福島県）
- ・柏崎マリーナ（事業主体：新潟県）
- ・和歌山セーリングセンター（事業主体：和歌山県）
- ・和歌山マリーナ（事業主体：和歌山県） 等

2. 暫定的係留保管場所の確保（恒久的施設ができるまでの間）

（1）水域ごとの確保方法

①港湾区域（河川重複区域を含む）

A. 漁船のための小型船だまり

漁業協同組合と協議し、漁業活動の支障のない範囲でプレジャーボートの係留保管場所を確保する。

B. 利用の低下した物揚場等の前面水域

利用の低下した物揚場等の前面水域のうち、静穏かつ、航行及び事業活動等に支障が無いなど、暫定的係留保管場所として活用できる水域を「小型船舶用泊地」に指定。

C. 護岸・防潮堤等の前面水域

護岸・防潮堤等の前面水域のうち、静穏かつ、航行及び事業活動等に支障が無いなど、暫定的係留保管場所として活用できる水域を、必要な係留設備を整備した上で、「小型船舶用泊地」に指定。

②漁港区域（河川重複区域を含む）

県管理の漁港については、漁業協同組合と協議し、漁業活動の支障のない範囲でプレジャーボートの係留保管場所を確保する。

また、市町管理の漁港についても、市町と連携し同様の取組を進める。

③河川単独区域

河川単独区域における放置艇については、放置艇対策を一括して行う範囲として設定した同一「エリア」内で、民間マリーナへの誘導、港湾・漁港での暫定的係留保管場所への収容のいずれもできないものにより、係留保管場所を確保する。

（2）暫定的係留保管場所の設置計画

- ・ 県内を、鳴門、徳島・小松島、阿南、海部の4地区に区分
- ・ 各地区において、放置艇対策を一括して行う範囲として27の「エリア」を設定
- ・ 各「エリア」において、放置艇の移動・収容先としての暫定的係留保管場所の確保方法及び収容隻数を決定
- ・ 平成28年度から平成32年度までの5年間で、必要な暫定的係留保管場所の運用を開始

○暫定的係留保管場所の設置計画

【総括表】

(※表中の「放置艇数」に「沈廃船数」は含まない)

地区	エリア	放置艇数	沈廃船数	収容方法	収容数
鳴門	1 折野	32		A 小型船だまりの活用	20
	2 栗田	9		B 物揚場前水域の活用	55
	3 瀬戸	57	7	C 護岸・防潮堤前面水域の活用	208
	4 撫養・明神・土佐泊	103		② 漁港の活用	211
	5 鳴門中央・旧吉	395	45	③ 河川内に暫定係留 ★ 民間施設への誘導 ※ 撤去指導(陸域での許可)	54 - 48
計	5 エリア	596	52		596
徳島・小松島	1 鍋川・今切・川内	298	79	A 小型船だまりの活用	247
	2 徳島市中央部	341	64	B 物揚場前水域の活用	28
	3 園瀬川	26	6	C 護岸・防潮堤前面水域の活用	143
	4 津田・勝浦川	122	24	② 漁港の活用	58
	5 元根井・神田瀬・横須	48	10	③ 河川内に暫定係留	233
	6 金磯	8	4	★ 民間施設への誘導	66
	7 和田津・和田島	19	4	※ 撤去指導(陸域での許可)	87
計	7 エリア	862	191		862
阿南	1 今津・幾島川	16	3	A 小型船だまりの活用	117
	2 中島港	70	4	B 物揚場前水域の活用	132
	3 富岡・那賀川・桑野川	151	42	C 護岸・防潮堤前面水域の活用	189
	4 亀崎	38		② 漁港の活用	89
	5 中林	23	9	③ 河川内に暫定係留	-
	6 橘(北)	196	5	★ 民間施設への誘導	-
	7 橘(南)	6	1	※ 撤去指導(陸域での許可)	28
	8 椿泊	55	28		
計	8 エリア	555	92		555
海部	1 由岐	38	37	A 小型船だまりの活用	150
	2 日和佐	83		B 物揚場前水域の活用	-
	3 牟岐	48	18	C 護岸・防潮堤前面水域の活用	-
	4 浅川	55		② 漁港の活用	109
	5 鞆奥	14	2	③ 河川内に暫定係留	-
	6 那佐	15		★ 民間施設への誘導	-
	7 宍喰	30	3	※ 撤去指導(陸域での許可)	24
計	7 エリア	283	60		283
合計	鳴門地区	596	52	A 小型船だまりの活用	534
	徳島・小松島地区	862	191	B 物揚場前水域の活用	215
	阿南地区	555	92	C 護岸・防潮堤前面水域の活用	540
	海部地区	283	60	② 漁港の活用 ③ 河川内に暫定係留 ★ 民間施設への誘導 ※ 撤去指導(陸域での許可)	467 287 66 187
計	27 エリア	2,296	395		2,296

※その他放置艇

区分	放置艇数	沈廃船数	方針
県内陸部河川	419	64	河川区域からの撤去を指導
市町管理漁港	13	10	漁港の活用

(合計) (2,728) (469)

<鳴門地区>



※P7～P14の図中
 ・ 放置艇が係留等されている場所について、赤い点線で囲んだ範囲を、「エリア」として設定
 ・ 各「エリア」内で、暫定係留が可能な場所の選定を行う

※P7～P14の表中
 ● は港湾区域(河川重複区域を含む)
 ● は河川単独区域(県管理)
 ■ は河川単独区域(国管理)
 ● は漁港区域(河川重複区域を含む)

エリア	場所	放置艇数	沈廃船数	收容方法	收容数
1 折野	● 折野港	32		A 小型船だまりの活用	20
	※ 撤去指導(陸域での許可)			12	
2 粟田	● 粟田漁港	9		② 漁港の活用	5
	※ 撤去指導(陸域での許可)			4	
3 瀬戸	● 瀬戸漁港	57	7	② 漁港の活用	57
4 撫養・明神・土佐泊	● 撫養港	103		② 漁港の活用	13
	● 土佐泊漁港			C 護岸・防潮堤前面水域の活用	88
	● 明神川			※ 撤去指導(陸域での許可)	2
5 鳴門中央・旧吉	● 撫養港	395	45	② 漁港の活用	136
	● 撫養川			B 物揚場前水域の利用	55
	● 新池川			C 護岸・防潮堤前面水域の活用	120
	● 喜来中須入川			③ 河川内に暫定係留	54
	■ 旧吉野川			※ 撤去指導(陸域での許可)	30
	● 粟津港				
	● 粟津漁港				

<徳島・小松島地区>(1/2)



エリア	場所	放置艇数	沈廃船数	収容方法	収容数
1 鍋川・今切・川内	● 鍋川	298	79	A 小型船だまりの活用	43
	● 今切港			② 漁港の活用	58
	● 長原漁港			③ 河川内に暫定係留	153
	■ 今切川			★ 民間施設への誘導	19
	● 榎瀬江湖川			※ 撤去指導(陸域での許可)	25
	● 宮島江湖川				
2 徳島市中央部	● 沖洲地区	341	64	A 小型船だまりの活用	70
	● 末広地区			B 物揚場前水域の活用	10
	● 万代地区			C 護岸・防潮堤前面水域の活用	86
	● 沖洲川			③ 河川内に暫定係留	80
	● 新町川			★ 民間施設への誘導	39
	● 助任川			※ 撤去指導(陸域での許可)	56
	● 田宮川				
	● 大岡川				
	● 住吉島川				
	● 飯尾川				
■ 吉野川					
3 園瀬川	● 園瀬地区	26	6	C 護岸・防潮堤前面水域の活用	26
4 津田・勝浦川	● 津田地区	122	24	A 小型船だまりの活用	100
	● 勝浦川			C 護岸・防潮堤前面水域の活用	9
				★ 民間施設への誘導	8
				※ 撤去指導(陸域での許可)	5

<徳島・小松島地区> (2/2)



エリア	場所	放置艇数	沈廃船数	收容方法	收容数
5 元根井・神田瀬・横須	● 元根井地区	48	10	A 小型船だまりの活用	15
	● 旧港地区			B 物揚場前水域の活用	13
	● 横須地区			C 護岸・防潮堤前面水域の活用	19
	● 小神子地区			※ 撤去指導(陸域での許可)	1
	● 神田瀬川				
6 金磯	● 金磯地区	8	4	B 物揚場前水域の活用	5
	● 赤石地区			C 護岸・防潮堤前面水域の活用	3
7 和田津・和田島	● 和田島地区	19	4	A 小型船だまりの活用	19

<阿南地区> (1/2)



エリア	場所	放置艇数	沈没船数	收容方法	收容数
1 今津・幾島川	● 今津漁港	16	3	② 漁港の活用	16
	● 幾島川				
2 中島港	● 中島港	70	4	A 小型船だまりの活用	29
				B 物揚場前水域の活用	17
				C 護岸・防潮堤前面水域の活用	19
				※ 撤去指導(陸域での許可)	5
3 富岡・那賀川・桑野川	● 富岡港 ■ 那賀川 ■ 桑野川	151	42	A 小型船だまりの活用	19
				B 物揚場前水域の活用	37
				C 護岸・防潮堤前面水域の活用	83
				※ 撤去指導(陸域での許可)	12
4 亀崎	● 亀崎地区	38		A 小型船だまりの活用	36
				※ 撤去指導(陸域での許可)	2

<阿南地区> (2/2)



エリア	場所	放置艇数	沈廃船数	収容方法	収容数
5 中林	● 中林漁港	23	9	㊟ 漁港の活用	19
				※ 撤去指導(陸域での許可)	4
6 橋(北)	● 答島地区 ● 幸野地区 ● 東仲浜地区 ● 中浦地区	196	5	A 小型船だまりの活用	33
				B 物揚場前水域の活用	78
				C 護岸・防潮堤前面水域の活用	81
				※ 撤去指導(陸域での許可)	4
7 橋(南)	● 香地区 ● 福井川	6	1	C 護岸・防潮堤前面水域の活用	6
8 椿泊	● 椿泊漁港	55	28	㊟ 漁港の活用	54
				※ 撤去指導(陸域での許可)	1

<海部地区> (1 / 3)



エリア	場所	放置艇数	沈没船数	収容方法	収容数
1 由岐	● 由岐漁港	38	37	㊦ 漁港の活用	37
				※ 撤去指導(陸域での許可)	1
2 日和佐	● 日和佐港	83		A 小型船だまりの活用	83

<海部地区> (2/3)



エリア	場所	放置艇数	沈廃船数	收容方法	收容数
3 牟岐	● 牟岐漁港	48	18	② 漁港の活用 ※ 撤去指導(陸域での許可)	36 12

<海部地区> (3/3)



エリア	場所	放置艇数	沈没船数	収容方法	収容数
4 浅川	● 浅川港	55		A 小型船だまりの活用	52
				※ 撤去指導(陸域での許可)	3
5 鞆奥	● 鞆奥漁港	14	2	② 漁港の活用	10
				※ 撤去指導(陸域での許可)	4
6 那佐	● 那佐港	15		A 小型船だまりの活用	15
7 穴喰	● 穴喰漁港	30	3	② 漁港の活用	26
				※ 撤去指導(陸域での許可)	4

V 係留保管場所への誘導【受け皿への誘導】

1. 規制区域の設定

(1) 港湾区域、漁港区域

港湾区域・漁港区域（それぞれ河川重複区域を含む）においては、暫定的係留保管場所を確保した周辺水域から、「放置等禁止区域」を設定し、放置を禁止する物件として「船舶」を指定。

《指定前》

放置艇については、原則、法律に規定する監督処分及び罰則の対象外。

《指定後》

放置等の行為を禁止する区域を定め、放置等を禁止する物件として船舶を指定することにより、放置艇に対する監督処分及び罰則の適用が可能となる。

- ・ 監督処分：所有者不明の船舶等に対する簡易代執行
- ・ 罰 則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（港湾法）
30万円以下の罰金（漁場漁港整備法）

(2) 河川単独区域

河川単独区域においては、暫定的係留保管場所を確保した「エリア」内の河川から、船舶を「放置等を禁止する物件」に指定。

《指定前》

栈橋、係船柱などの工作物の設置のみが、河川法に基づく罰則の対象（船舶に対しては対象外）。

《指定後》

船舶の放置についても罰則の適用が可能。

- ・ 罰則：3月以下の懲役又は20万円以下の罰金

2. 監督処分及び罰則の適用

(1) 監督処分の実施

港湾区域・漁港区域の「放置等禁止区域」及び河川区域内の所有者不明の放置艇について、簡易代執行による撤去・処分を行う。

(2) 罰則の適用

定期的な情報交換等の連携強化を行い、悪質な案件に関しては警察・海上保安部への取締り要請を行う。

《悪質な案件例》

- ・ 栈橋等の係留施設を新たに無許可で設置
- ・ 再三の指導に従わない
- ・ 廃棄処分を目的とした意図的な船舶の投棄 など

3. 係留保管場所の使用料の設定

(1) 係留環境に応じた料金設定

【港湾区域】

- ・ 「小型船舶用泊地」の使用料（月単位）を徴収
- ・ 1級港湾、2級港湾による料金区分
- ・ 泊地の条件による料金区分の設定
（料金区分設定例）
 - （ア）係留施設前面水域
 - （イ）外郭施設の前面水域
 - （ウ）干潮時に海底が露出するなど条件の劣る水域

【漁港区域】

- ・ プレジャーボートの係留について、各漁港の状況に応じて港湾の単価に準じた料金を設定

【河川単独区域】

- ・ 港湾・漁港の単価に準じて料金を設定

(2) その他

暫定的係留保管場所の運用開始時期による不公平感を解消するためのインセンティブを設ける。

VI 沈没船の撤去

1. 沈没船の撤去処分の考え方

原則として、沈没船撤去は、平成28年度からの平成32年度までの5ヶ年で、暫定的係留保管場所を確保した水域から行う。

ただし、以下のような緊急性のあるものについては、優先順位をつけて撤去する。

- ・ 船舶本体の流出の恐れがあるもの
- ・ 船舶の部品、燃料油等の流出の恐れがあるもの
- ・ 流出により周辺住宅地や船舶の航行等に大きな影響を与える恐れがあるもの
- ・ 周辺住民からの撤去要望の高いもの 等

2. 撤去対象船舶、撤去方法

(1) 撤去対象船舶

- ・ 水面下に沈んだ船舶（船舶本体の状態や係留の状態を確認することが困難）
- ・ 水域・護岸・堤防に放置された廃船（管理不十分のため流出する恐れが非常に高い）

(2) 撤去方法

船舶登録番号等から所有者についての調査を行い、所有者が判明した沈廃船については、所有者に撤去を求める。所有者の判明しないものについては、法律に定める方法に従い簡易代執行による撤去・処分を行う。

VII 広報等

1. 県民の理解・協力を得るための広報

放置艇対策について、船舶の所有者だけでなく、県民全体の理解と協力を得るため、県広報、ホームページ等を活用し、対策の必要性や取組の内容等の広報を行う。

2. 船舶所有者へのマナー・ルール遵守の指導

船舶所有者に対しては、啓発リーフレットの配布や啓発看板を設置するとともに、不法係留船の所有者に対しては、個別に指導を行う。

3. 販売・製造業者への啓発

船舶の製造・販売業者に対しては、業者への訪問や啓発リーフレットの送付等により、放置艇対策の必要性や県の取組内容についての理解や協力を得る。

4. 船舶所有者に対し、係留保管場所や規制区域を情報提供

県が新たに設置する係留保管場所や規制区域の情報は、随時、県広報、ホームページ等により情報提供し、対策の周知徹底を図る。

7ページから14ページの背景地図については、国土交通省国土地理院のホームページ「地理院地図（電子国土web）」(maps.gsi.go.jp)から入手し、使用しました。

《参考》

放置艇対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 港湾、河川及び漁港の公共用水域（以下「三水域」という。）内の放置艇について、具体的かつ実効性のある対策を推進するため、放置艇対策推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 三水域連携による放置艇対策の推進に関すること
- 二 県民、利用者等への意識啓発に関すること
- 三 前二号のほか、放置艇対策の推進に必要な事項に関すること

(構成員)

第3条 会議の構成員は別表1のとおりとする。

(会長)

第4条 会議に、会長を置き、県土整備部副部長をもって充てる。

- 2 会長は、会議を総理し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する構成員がその職務を行う。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業班)

第6条 会議に作業班を置く。

- 2 作業班の構成員は、別表2の放置艇対策担当職員とする。
- 3 作業班に、班長を置き、県土整備部運輸戦略局運輸政策課港湾空港経営室室長補佐（管理担当）をもって充てる。
- 4 作業班は、会長の指示により放置艇対策の専門的事項について検討を行う。
- 5 作業班の会議は、班長が必要に応じ招集する。
- 6 班長は必要があると認めるときは、班員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、運輸政策課港湾空港経営室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成24年11月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行に際し、「放置艇対策検討会議設置要綱」は廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

<別表 1 >

県土整備部副部長
県土整備部河川整備課長
県土整備部運輸戦略局運輸政策課長
県土整備部運輸戦略局運輸政策課港湾空港経営室長
農林水産部農林水産基盤整備局農山漁村振興課水産基盤整備担当室長
東部県土整備局<徳島>副局長
東部県土整備局<徳島>副局長（環状道路・港湾担当）
東部県土整備局<鳴門>副局長
南部総合県民局県土整備部長
南部総合県民局県土整備部<美波>副部長
南部総合県民局産業交流部長
国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所河川占用調整課長
国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所管理課長
国土交通省四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所補償調整官
海上保安庁徳島海上保安部警備救難課長

<別表 2 >

県土整備部河川整備課管理担当
県土整備部運輸戦略局運輸政策課企画担当
県土整備部運輸戦略局運輸政策課港湾空港経営室管理担当
農林水産部農林水産基盤整備局農山漁村振興課水産基盤整備担当
東部県土整備局<徳島>河川管理担当
東部県土整備局<徳島>港湾管理担当
東部県土整備局<鳴門>予防保全・管理担当
南部総合県民局県土整備部<阿南>施設管理担当
南部総合県民局県土整備部<美波>予防保全・管理担当
南部総合県民局産業交流部<美波>水産振興担当
国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所河川占用調整課
国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所管理課
国土交通省四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所
海上保安庁徳島海上保安部警備救難課